

平成 30 年 8 月 10 日

各 位

会社名 マルマン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 金 在昱
 (コード番号：7834)
 問合せ先 常務執行役員管理本部長 鈴木 正道
 (TEL：03-3526-9970)

売掛債権回収における和解締結及び一部債権の取立不能に関するお知らせ

当社は、当社の元米国代理店である MARUMAN GLOBAL INC. (以下、「マルマン・グローバル」といいます。) 及び同社の代表者を被告として、売掛債権の請求に関する訴訟を米国カリフォルニア州ロサンゼルス上級裁判所に申し立てしておりましたが、この度、被告側より示された和解案に応諾する方針を決定しました。これにより、同社に対する当社の債権の一部が取立不能となりましたのでお知らせいたします。

記

1. 相手方の概要

① 名 称	MARUMAN GLOBAL INC.	
② 所 在 地	19223E, Colima Rd, #784 Rowland Height, CA91748, USA	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 James Shih Hsien Chao	
④ 事 業 内 容	ゴルフ用品の輸入、販売	
⑤ 設 立 年 月 日	平成 18 年 9 月 26 日	
⑥ 当社と当該会社の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。

※マルマン・グローバルは、現在、事業活動を停止しているため、直前事業年度の純資産及び総資産等については、把握いたしておりません。

2. 取立不能に至った経緯

マルマン・グローバルは平成 20 年 2 月に当社と販売代理店契約を締結し、当社製造のゴルフクラブ及びゴルフ用品を輸入し米国内で販売しておりました。しかし、平成 24 年 9 月から同年 12 月にかけて当社が販売した代金の支払いが滞ったため、当社は未回収の販売代金の支払いを求め、平成 25 年 6 月、日本商事仲裁協会に仲裁手続きを申し立てました。

その後、当社は、日本商事仲裁協会の仲裁裁定に基づき、米国でマルマン・グローバル及びその代表者個人に対し、債権回収のための訴訟手続きを進めておりました。マルマン・グローバルは現在、事業活動を停止しており、係争中に提示された和解案以上の回収は見込みづらいことから、今回、和解により解決を図ることとしたものであります。

3. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

1) 債権の種類及び金額（和解による回収見込み額を控除後）

US\$ 4,879,883.70（US\$ 1 を 110.54 円で換算し、約 539 百万円）

2) 前連結会計年度の末日（平成 29 年 9 月 30 日）の連結純資産に対する割合

32.2%

4. 今後の見通し

上記債権は、今回の和解による回収見込み額（US\$ 90 万）を含む全額について貸倒引当金を計上しており、新たな損失の発生はございません。

今後、和解金の支払いにより繰り戻し益が発生する見込みですが、和解金の支払いが長期分割で行われるため、繰り戻し益の当期業績に与える影響は軽微であります。

以上